

別紙 1

◆基本報酬が見直しされるサービス

障害者総合支援法関係

① 就労移行支援

《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》

[現行]

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

[報酬改定後 (R3.4.1以降)]

就労移行支援サービス費(I)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。

なお、就労移行支援を経て企業等に雇用された後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中に於いて労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出令和3年度の実績に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能

[就労移行支援] 次のいずれか2カ年度間の実績で評価

(I) 令和元年度及び令和2年度

(II) 平成30年度及び令和元年度

○ 指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について

新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。)が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

さらに、年度途中で指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間(24月)は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから2年(24月)経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目(1月から12月)の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目(13月から24月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

② 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の3の規定に基づき指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関して厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能。（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

（Ⅰ）平成30年度

（Ⅱ）令和元年度

（Ⅲ）令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価。具体的には「スコア留意事項通知」を参照すること。

○就労継続支援A型基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

○指定を受けた日から1年間の就労継続支援A型サービス費の区分について

新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

③ 就労継続支援B型

ア 「平均工賃月額」に応じた基本報酬の評価（区分変更あり）（Ⅰ）（Ⅱ）

イ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」を持って一律に評価（Ⅲ）（Ⅳ）

※上記アかイのどちらかを選択し、年度途中での変更を行うことはできない。

《基本報酬区分の見直し》（上記アの場合）

[現行]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

[報酬改定後（R3.4.1以降）]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能。（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

○指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。

《基本報酬区分の見直し》（上記イの場合）

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系とし、地域住民との協働やピアサポートの専門性を評価する。

《地域協働加算【新設】》

《ピアサポート実施加算【新設】》

④ 就労定着支援

「就労定着率」に応じた基本報酬の評価（区分変更あり）

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
- (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

≪基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し≫

[現行]

- (1) 就労定着率が9割以上
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満
- (7) 就労定着率が1割未満

[報酬改定後（R3.4.1以降）]

- (1) 就労定着率が9割5分以上
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満
- (7) 就労定着率が3割未満

≪基本報酬の算定要件の見直し≫

[現行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[見直し後]

利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。

⑤ 地域移行支援

地域移行支援サービス費の区分の追加（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現行]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）

[報酬改定後（R3.4.1以降）]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）
- ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ）

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

- (1) 前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。
- (2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - ① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 - ② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- (3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

児童福祉法関係

① 放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児以外）

医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

《基本報酬区分の見直し》

[報酬改定後（R3.4.1以降）] ※指標判定児の区分分けは廃止

- (1) 区分1（3時間以上）※授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合
 - (一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合
 - (二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合
 - (三) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合
 - (四) (一) から (三) まで以外の場合

- (2) 区分2（3時間未満）※授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合
 - (一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合
 - (二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合
 - (三) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合
 - (四) (一) から (三) まで以外の場合